

【NSW 州】VIC 州からの入州者への規制の継続

【ポイント】

- NSW 州政府は6月3日(木)にメディアリリースを発売し、VIC 州から NSW 州に入州した人への規制を7日間延長することを発表しました。州政府は本件規制を6月10日(木)に再検討する予定です。
- 5月27日(木)午後4時以降に VIC 州から NSW 州に入州した人は、VIC 州を最後に訪問した日から14日間経過するまでの間は在宅待機規則(stay-at-home rules)に従う必要があります。
- NSW 州政府ウェブサイト上の(1)濃厚接触場所(close contact places)を特定日時に訪問した人は、新型コロナウイルス検査を受け、同地を訪問した日から14日間自己隔離する必要があります。(2)軽度の接触場所(Casual contact places)を特定日時に訪問した人は、新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離する必要があります。

【本文】

1 ビクトリア(VIC)州政府がメルボルン都市圏における外出制限措置の7日間の延長を発表したことを受け、NSW 州政府は6月3日(木)にメディアリリースを発売し、VIC 州から NSW 州に入州した人への規制を当初予定(6月3日午後11時59分まで)より7日間延長することを発表しました。NSW 州政府は本件規制を6月10日(木)に再検討する予定です。

2 5月27日(木)午後4時以降に VIC 州から NSW 州に入州した人は、VIC 州を最後に訪問した日から14日間経過するまでの間は在宅待機規則(stay-at-home rules)に従う必要があります。外出が認められる理由は「必需品の買い物」「介護及び医療」「運動」「必用不可欠な仕事または通学」に限られます。在宅待機規制(stay-at-home restrictions)の詳細については末尾リンクでご確認ください。

3 NSW 州政府ウェブサイト上の(1)濃厚接触場所(close contact places)を特定日時に訪問した人は、新型コロナウイルス検査を受け、同地を訪問した日から14日間自己隔離する必要があります。(2)軽度の接触場所(casual contact places)を特定日時に訪問した人は、新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離する必要があります

4 NSW 州政府は、過去2週間以内に VIC 州から NSW 州に入州した人は、VIC 州政府のウェブサイトの、新型コロナウイルス感染の懸念のある場所のリストを定期的に

確認するように強く求めています。リストにある場所を訪問した人は直ちに NSW 州保健省に電話(1800 943 553)してください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(6月3日付メディアリリース:5月27日(木)午後4時以降に VIC 州にいた人への助言)

https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210603_01.aspx

(NSW 州在宅待機規則—Stay at home rules)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/interstate-hotspots#stay-at-home-rules>

(VIC 州の濃厚接触場所等)

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/covid-19/Documents/interstate-concerns-notice.pdf>

○VIC 州政府ウェブサイト

(6月2日付メルボルン大都市圏における外出制限措置の7日間の延長)

<https://www.premier.vic.gov.au/statement-acting-premier-2>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>